

令和4年第1回西郷村議会定例会

議事日程（5号）

令和4年3月16日（水曜日）午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第 2号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 | 議案第 3号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議案第 4号 | 西郷村手数料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 5号 | 西郷村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議案第 6号 | 西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第 7号 | 西郷村犯罪被害者等支援条例 |
| 日程第 7 | 議案第 8号 | 西郷村消防団給与条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議案第 9号 | 西郷村農業集落排水施設条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議案第10号 | 障害児就学指導に関する白河市への事務の委託の廃止について |
| 日程第10 | 議案第11号 | 財産の取得について |
| 日程第11 | 議案第12号 | 令和4年度西郷村一般会計予算 |
| 日程第12 | 議案第13号 | 令和4年度西郷村墓地特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第14号 | 令和4年度西郷村国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第15号 | 令和4年度西郷村介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第16号 | 令和4年度西郷村後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第17号 | 令和4年度西郷村水道事業会計予算 |
| 日程第17 | 議案第18号 | 令和4年度西郷村工業用水道事業会計予算 |
| 日程第18 | 議案第19号 | 令和4年度西郷村下水道事業会計予算 |
| 日程第19 | 議案第20号 | 令和3年度西郷村一般会計補正予算（第11号） |
| 日程第20 | 議案第21号 | 令和3年度西郷村墓地特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第21 | 議案第22号 | 令和3年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第22 | 議案第23号 | 令和3年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第23 | 議案第24号 | 令和3年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第24 | 議案第25号 | 令和3年度西郷村水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第25 | 議案第26号 | 令和3年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第26 | 議案第27号 | 令和3年度西郷村下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第27 | 議案第28号 | 学校施設環境改善交付金事業令和3・4・5年度債務負担行為 西郷村学校給食センター建設工事（建築本体）請負契約について |
| 日程第28 | 議案第29号 | 学校施設環境改善交付金事業令和3・4・5年度債務負担行為 西郷村学校給食センター建設工事（電気設備）請負契約について |

- 日程第 29 議案第 30 号 学校施設環境改善交付金事業令和 3・4・5 年度債務負担行為 西郷村学校給食センター建設工事（機械設備）請負契約について
- 日程第 30 議案第 31 号 学校施設環境改善交付金関連事業令和 3・4・5 年度債務負担行為 西郷村学校給食センター厨房機器備品購入について
- 追加日程第 1 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 31 請願・陳情に対する委員長報告
 ・文教厚生常任委員会
 請願第 1 号 動物を虐待から守るための法整備を求める請願書
 ・産業建設常任委員会
 陳情第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書
- 追加日程第 2 発議第 2 号 動物を虐待から守るための法整備を求める意見書の提出について
- 追加日程第 3 発議第 3 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について
- 追加日程第 4 発議第 4 号 水田活用直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書の提出について
- 日程第 32 閉会中における継続調査の結果について
- 日程第 33 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 34 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 35 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 36 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 37 閉会

・出席議員（15名）

1番 鈴木昭司君	2番 大竹憂子君	3番 鈴木修君
4番 君島栄一君	5番 鈴木武男君	6番 河西美次君
7番 松田隆志君	9番 真船正晃君	10番 藤田節夫君
11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君	13番 後藤功君
14番 大石雪雄君	15番 秋山和男君	16番 真船正康君

・欠席議員（1名）

8番 鈴木勝久君

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	高橋廣志君	副村長	東宮清章君
教育長	秋山充司君	会計管理者兼 会計室長	田中節子君
参事兼 総務課長	真船貞君	参事兼 企画政策課長	福田修君
参事兼 財政課長	田中茂勝君	防災課長	緑川浩君
参事兼 税務課長	伊藤秀雄君	住民生活課長	和知正道君
福祉課長	相川哲也君	健康推進課長	田部井吉行君
環境保全課長	黒須賢博君	参事兼 産業振興課長	長谷川洋之君
建設課長	相川晃君	拠点整備室長	関根隆君
上下水道課長	木村三義君	学校教育課長	関根由美君
生涯学習課長	須藤隆士君	農業委員会 事務局次長兼 農地振興係長	小松紀貴君

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	藤田哲夫	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐川典孝
議会事務局 庶務係長	金田洋子		

◎開議の宣告

○議長（真船正康君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（真船正康君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。
8番鈴木勝久君から、所用のため本日の会議を欠席する旨、西郷村議会会議規則第2条による届出がありました。
諸般の報告は以上です。

◎追加日程の議決

○議長（真船正康君） 次に、ここで諮問1件が追加提案されました。
おはかりいたします。
議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） それでは、議案を配付しますので、暫時休憩いたします。
（午前10時00分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。
（午前10時02分）

○議長（真船正康君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程（諮問第1号）

○議長（真船正康君） それでは、追加提案されました諮問1件につきましては、日程第30の次に追加日程第1、諮問第1号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。
追加日程第1、諮問第1号を上程いたします。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（真船正康君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（真船正康君） 続いて、村長より提案理由の説明を求めます。
村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 本日追加提案いたします議案は、諮問第1号「人権擁護委員候補

者の推薦について」の人事案件1件であります。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」のご説明を申し上げます。

現在、本村においては、6名の人権擁護委員が委嘱されておりますが、内山重美氏が令和4年6月30日をもって任期満了となることに伴い、再度候補者として推薦いたしたく、議会の意見を願います。

内山重美氏は、平成28年4月から人権擁護委員を務められております。長年の経験により、人権擁護に対する深い理解と熱意も有しておられますので、再度候補者として推薦いたしたく、意見を求めるものでございます。

以上、本日追加提案いたしました諮問についてご説明を申し上げます。ご審議の上、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真船正康君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議案第2号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、議案第2号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第2号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第2、議案第3号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第3号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第3、議案第4号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第4号「西郷村手数料徴収条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第4、議案第5号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第5号「西郷村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。
よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第5、議案第6号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第6号「西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第6、議案第7号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第7号「西郷村犯罪被害者等支援条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第7、議案第8号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第8号「西郷村消防団給与条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正康君） 挙手多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第8、議案第9号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第9号「西郷村農業集落排水施設条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第9、議案第10号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第10号「障害児就学指導に関する白河市への事務の委託の廃止について」、
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第10、議案第11号に対する質疑を許します。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。

議案第11号について質疑をしたいと思います。

今回、議案書のほうに、財産の種類及び数量ということで、番号1から42までの
各施設等の構造と面積とかを表記していただいて、総額取得予定金額が2,600万
円という金額が表示されておりますけれども、それぞれの積算していった一つの
評価の額というのはお示しいただけないんですか、確認します。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（長谷川洋之君） 12番上田議員のご質疑にお答えいたします。

今回議案でお示しさせていただきました取得価格2,600万円で、それぞれの財
産の額ということでございますが、今回こちらのほうにはお示しできなかったん
ですが、鑑定評価額、前に議決をいただいた3,095万4,440円というのがあるん
ですが、それに基づいて取得価格について計算をいたしておりますので、そちらにつ
いては、お示しをすることは可能でございます。それぞれに額を出しております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 非常に気になるんです。最初、当初見積もった金額での評価と
いうのは出せるということなんですけれども、実際にいろいろ協議があって、
2,600万円という金額が出てきたと思います。敷地内に存在する附属物、構築物
も含むとか書いてあると、非常に気になる点もございますので、ここで出せといっ
ても無理だという話になると思いますので、後々、示せる段階になったら示して
いただきたいなと思います。

今回、地図とかも添付していただいて、どこの建物だというのは何となく分かりますので、それに対しての評価額を見せていただいて、今後どういうふうに対応すべきかというのを議会も考えたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（長谷川洋之君） お答えいたします。

そちらのほうで対応していきたいと、そのように考えます。よろしくお願いいたします。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君の質疑は終わりました。

そのほか質疑ございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第11号「財産の取得について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正康君） 挙手多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第11、議案第12号に対する質疑を許します。

9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） 9番真船正晃です。

議案第12号「令和4年度西郷村一般会計予算」について、何点か質疑させていただきたいと思います。

一般会計予算に関する説明書及び資料の62ページから65ページをご覧くださいと思いますが、そこに、新庁舎整備事業費1,370万2,000円のうち、公有財産購入費として土地購入費291万9,000円という項目がありますが、この土地の購入の目的を改めてお伺いしたいと思いますので、答弁お願いいたします。

○議長（真船正康君） 拠点整備室長。

○拠点整備室長（関根 隆君） 9番真船正晃議員の質疑にお答えいたします。

折口原38-66番地、約433平米のうち約210平米の購入を計上しておりますが、購入予定地につきましては、新庁舎及び防災備蓄倉庫周辺の通行確保や受水槽、地下貯留槽等の設置を計画しているところでございます。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） ただいま答弁いただきましたけれども、要は新庁舎を造る段階で、その敷地をさらに有効に利用したいということでの購入ということで理解しますが、

それでよろしいですね。

それでは、購入の目的は理解しましたが、今回のやつは新庁舎の整備事業ということですが、新庁舎関係については平成28年から、拠点づくりプロジェクトということで基本計画が審議されてきたと思います。

私も平成28年当時、総合振興審議会のメンバーの一員として素案づくりに関わらせていただいていた経過がありますので、なおのこと質問をさせていただきたいわけですが、この計画に基づいて、あ那时的資料を見ましたら、4つの拠点ということで検討されまして、今回の新庁舎の整備事業については、この拠点が生涯安心して暮らせる便利な拠点ということで、役場新庁舎を建てるんだということで計画がされましたけれども、その周辺整備ということですが、もう既に直売所、それから西郷分署、これらのエリアは整備がされたわけがありますけれども、最後になるのかというふうに思いますが、人が憩い交流が生まれる拠点ということで、文化センターの周辺整備が残っているわけがあります。

この文化センター周辺の整備についての考えをお聞かせいただきたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

○議長（真船正康君） 拠点整備室長。

○拠点整備室長（関根 隆君） 質疑にお答えいたします。

全体構想であります生涯安心して暮らせるための拠点づくりプロジェクト計画では、文化センター周辺エリアをにぎわいが生まれる拠点として、導入機能等を整理しております。

今後の進め方としましては、まず文化センター周辺エリアの土地利用計画や概算事業費等の整備に関する基本的な事項を取りまとめました基本計画を策定し、その計画に基づいて整備を進めていくこととなります。基本計画の策定期間につきましては、現在、新庁舎エリアの整備を進めておりますので、進捗状況等を踏まえながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） 基本的なことは今答弁いただきましたので、あとは室長、結構です。自席へお戻りください。

あの場所は、前の資料を見ますと、お祭りなどのイベント、それから子どもの野外遊び場など、村民の方がイベント等に相当の方がお集まりいただく、あるいは子どもたちが元気に遊んでいただくような、そういうエリアということで整備がされるものと考えておりますけれども、この文化センターエリア内には折口原75番地がございます。ここは村有地ではございません。

これは何回も、全員協議会とかでも出ていましたんで、お分かりだと思いますが、あそこに個人住宅が存在し、その住民の方がたまたま村役場の職員であるということで、ここにも同席いただいていますんで、どうかというふうには思ったんですが、質問を続けさせていただきますけれども、藤田局長がそこにお住まいになっていらっし

やるということでありませう。

この局長も、今日の議事を最後に、今月末をもって定年退職ということになられるわけでありませう。文化センター本体は、調べてみませうたら、昭和57年にできませうして、平成8年に、文化センターの近隣にあった墓地の移転など周辺整備が始まったというふうには私は思っていたんですが、その頃から、藤田局長のお父さんなり本人にも、住居の移転についての打診が何度か、歴代村長さんも打診をされているということでありませう。

これは去年の4月の全員協議会ですか、その中でも、佐藤前村長もそういうお話をされたというふうなことで、秋山副議長の質問の中にあつたと思いましたが、そのような流れがある中で、高橋村長はこの件について、今申し上げましたように、元、そして前村長のほうから、移転についての打診があつたということですが、今の高橋村長は、この件についてどのような対応をされてきたのか、ちょっとそこをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） この件につきませうしては、本人がいるもんですから、非常に答えにくい問題でありませう。できれば控えさせていただきたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） 細かい話は結構なんですけども、本人に打診をされたかどうかをちょっと確認させていただきたいんですけども。中身はいいです。移転について、どうかというふうなお話をされたかどうか、そこをお聞きしたいんですけども。中身はどうかのうのではないんで、そこは答弁できるんじゃないかと思うんですけども、お願いします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

公式ではないんですけども、そのような話をしたことはあります。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） 高橋村長もお話はされたと、公式ではないということでありませうけれども、職員だから話しやすいということもあるのかもしれないけども、もしこれが職員でなければ、公式・非公式として、村長さんから土地の移転の話があつたというふうにとられるといいませうか、取るのが普通だと思うんですけども、そのことは、中身はともかくとしまして、現村長もそのようなことで、お話はされたということでありませう。

私、本人いらっしやるところなんですけども、先日ざっくばらんに、この件は前からいろいろなお話もあつたんで、ましてや間もなく退職を迎えられるんで、ざっくばらんに、局長のお考えはどうかということをお尋ねしてみませう。そうしたところ、局長としては、移転については前向きには考えていただいているようでありませう。

ただ、今、問題といいませうか、早急に検討すべきだというふうには考えたのは、局長としては建物等のリフォーム等も考えていきたいという考えもあるようなんですけども、

現実的にそういうお話をされていて、そして、具体的なお話のない今の状態で、実際にリフォームしていいのかどうか、それらの行動を起こしていいのかというようなことで、非常に悩んでいらっしゃるようであります。当然のことだと思います。私が局長の立場でも、私もそう思います。

したがって、当然、どのようにしていいかというのは、自分だけでは判断、当然できないわけでありまして。ただ、リフォームしちゃってから、やはり移転してくれないかというお話しされても、本人としても非常に困ることになるかと思えます。

特にあの場所は、やはり、さっき言いましたように、お祭りのイベントを開催するとか、あるいは、例えば非常時、大災害時ですね、3.11のときもそうでしたけれども、文化センターが大きな避難所になるわけですね。そうしますと、人の出入り等もいろいろありますんで、やはりあの場所は、村としても有効に利活用するのには、やはりあそこは、村としては購入しておくべきところではないかというふうに私は思うんですね。

したがって、今までのそういう経過もありますんで、ぜひ村長には、定年間近になりますんで、その辺は早急に検討すべきではないのかなというふうに思いますんで、そこをお尋ねしたいと思えます。（不規則発言あり）

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） ただいま議運長のほうから注意をいただきましたんで、もしあれでしたらば、答えにくいということであれば、事務局長、一時退席いただければと思うんですが、やりますか。（不規則発言あり）いや、村としてどうなのかという村長の考えを、あそこを有効活用するためには、私は購入しておくべきでないか、それはこれからの話ですから、お互いに。ただ、具体的に、今申し上げたように、本人としては、リフォームなりのことを考えても、どうしていいか困るというのが当然のことだと思うんで。

○議長（真船正康君） 正晃議員、気持ちは分かりますので。

○9番（真船正晃君） そういうことなんで、そこは十分に、答弁は結構ですから、ただその気持ちは十分理解していただくということ、私がこういうことを提案していることの中身も理解していただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

答弁については、今日は結構でございますんで、そこは、申し上げたことを村長として十分に理解していただきたいということで、お願いしておきたいと思えます。

私の質疑は以上で終わらせていただきます。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君の質疑は終わりました。

ほかに質疑ございますか。12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。

議案第12号について質疑をしたいと思います。

今回、令和4年度西郷村当初予算の内容を見ていますと、かなり新規な取組が多く見受けられます。そういった中で、歳入歳出、対前年度比で9.1%の増となっているのは、本当に喜ばしい部分かなというふうに思うところはあります。歳入について

ですけれども、いわゆる個人・法人村民税が減額となっていると。その反面、固定資産税が対前年度比で9%増になっていますけれども、まずその理由をお示してください。

○議長（真船正康君） 税務課長。

○参事兼税務課長（伊藤秀雄君） 12番上田議員のご質疑にお答えします。

固定資産税の増額ということで、要因としては、令和3年度からなのですが、太陽光発電施設の大規模の部分の供用開始があり、令和3年度から固定資産税が、当初予算で見ていたよりも余計に入ってきたと、その分を今回も令和4年度で上げているところが一番大きな要因でございます。

以上です。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。

太陽光発電の固定資産の部分となるのかな、ということで、ちょっと理解するところはございます。ただ、太陽光発電に関しては、まだ十分理解できない部分がありますけれども、あと、一つ気になったのが、前年度で、総務大臣配分で7,900万円くらい計上された記憶あるんですけども、今回それは計上されていないと。何かあるんですか、伺います。

○議長（真船正康君） 税務課長。

○参事兼税務課長（伊藤秀雄君） 失礼しました。お答えいたします。

予算説明会のときにも若干触れさせていただきました。総務大臣配分につきましては、毎回入っているわけで、いつからこの部分の表示が、細々節という中で表示されたのか分からないんですが、今回もずっと、固定資産税の中の償却資産という部分の中に含まれておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。

1点教えてもらいたいですけれども、総務大臣の配分、地方税法の何号だかと決まっていましたよね。その中で、鉄道敷地とか何か、あと電気の送電線の電線の長さとか、鉄塔の数とか、いろいろ出てくると思うんですけども、そういうのも含まれて、今回、固定資産税、対前年度比で9%増になったというふうに理解してよろしいですか、伺います。

○議長（真船正康君） 税務課長。

○参事兼税務課長（伊藤秀雄君） お答えします。

そのとおりでございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） あと、今回資料としてご提示いただいた当初予算の概要書を見ていて、一つまた細かいところで気になったのがあるんですけども、軽自動車税と、あとたばこ税と入湯税、前年より若干増額されているなど思うんですね、この概要書を見ていてね。

一つ気になったのが、10万円単位での金額が繰り上がっている。令和3年度のと
きは、10万円単位まで細かく記載されていた。今回これを見ると、繰り上がって
いるような状態になっているんですけれども、これ何か意味ってあるんですか。そうし
た理由というのは何かあるんですか、伺います。

○議長（真船正康君） 税務課長。

○参事兼税務課長（伊藤秀雄君） お答えします。

当初予算編成の段階で、前年度の状況を把握しながら、当初予算の金額をはじくわ
けですが、今回も新型コロナ関係の影響で、実質、収納関係、収納状況を考えて、個
人の所得関係も、なかなか先行き読めない部分があって、たまたま今回そういう金額
の計上となりましたので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） じゃ、いい意味で、深い意味はないんだと理解をしたいと思
います。何か意図的にあったのかなと思ったんですね。新規事業が大きく入ってきて
いるということで、意図的に増額した部分があるかなというふうに疑ったんですけれ
どもね。

そこでちょっと、もう一度伺いたいんですけれども、地方交付税においては、前年
度比で22.4%の増となっていますよね。その中で、新規の取組事業が多く計上さ
れたと今申し上げましたけれども、これらの新規事業について、地方交付税が減額に
なっていった場合、国も財政が厳しいよとなったときに、交付税が減額される可能性
もあると。そうなった場合に、新規の事業をずっと継続することできるのかなと、今
この予算を見ていて、不安になっているんですよ。

これは財政課長か村長、村長のほうかな、伺いたいと思うんですけれども、地方交
付税が減額になってしまった場合の財源の裏づけというのは、どんなふうに考えて
いるのか。これ多分、例えば出産祝い金とか、いろいろありますよね、子どもの修学旅
行の補助金とかと、いろんな細かいような計上していただいた。それに対して、私も
評価すべき点だとは思っています。

ただ、財源が途中でなくなってしまって、去年はあったのに今年はないですよとな
ったときのそのギャップもひどいし、そうなったときの子どもさんたちの影響とか思
いを考えると、絶対これはそういうことになってはいけないなと思いますので、その
裏づけというのはどんなふうにとっているのか伺います。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

目玉事業として、子どもたちの支援ということで、今年から始まる事業であります
けれども、財源が逼迫したらどうかということでありまして、それにつきま
しては、総合的な判断、公共事業の削減とかいろいろな中で、やはり子ども優先には、
この事業を継続していきたいという考えをしております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。

今回、大きく足を踏み出したということは、私は本当に、今申し上げたように評価したいと思います。ただ、将来的な財源の裏づけが曖昧のままに、本当にこれでいいのかというのを、私、この場で申し上げたいなと思うんです。

例えば、財政が厳しくなった、交付税が減額されたときのための臨時財政対策債とか、結局借金をするという可能性あると思うんです。それも後年度で、交付税で補填されますよという考えかもしれませんが、それですら私は、国の財源がどうなるか分からないという思いがありますので、慎重にやっていただきたいというふうに申し上げて、私の質疑を終わります。

以上です。

○議長（真船正康君） ほかに質疑はありませんか。10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 10番藤田です。

議案第12号「令和4年度西郷村一般会計予算」について質疑をしたいと思います。

来年度、令和4年度予算につきましては、これまでにない子育て支援を重点に置いたということで、私も評価をしたいと思います。

そこで、何点か質疑したいと思いますけれども、まず1点は、歳出の主な内容ということで、9ページですかね、デマンド交通実証事業ということで、2,608万9,000円ということで、この合計を見ると、委託費が438万9,000円、これ53ページ、予算書に出ています。あと、補助金として2,160万円、合計で2,598万9,000円ということで出ていますけれども、この委託費は、タクシー業者に委託するんで、そちらに払うとは思いますが、これは固定ではないのでしょうか。この委託費の中身というか、どうなっているのでしょうか。よろしくお願ひします、伺います。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（福田 修君） 10番藤田議員のご質疑にお答えいたします。

一般会計予算書に関する説明書の53ページ、55ページに関する、デマンド交通実証実験の費用が計上されております。業務委託料といたしまして、438万9,000円を計上させていただいておりますが、この経費につきましては、今、デマンド交通の業務をしていただいている、白河観光交通と光タクシーの2社に業務をお願いしていただいているところがございますが、住民からの予約管理ですね、それと配車手続、あと料金の徴収等の経費といたしまして、現在、ある程度は固定費となっております。

ただ、実績に応じまして、加算額もすることになっております。基本的には、一定額の利用者数によって算定して、その分の経費として委託業者に払うという内容となっております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 補助金のほうの内容をお聞きします。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（福田 修君） 補助金につきましては、通常のタクシー料金から、

個人の負担金、村内であれば400円、白河市までだったら600円、高齢者等半額規定もございますが、その個人料金をタクシー料金から差し引いた金額、それを村の補助金として、タクシー会社のほうに支給しているという状況でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 了解しました。

委託費のほうは大体固定費、こんな感じで推移していくということで、補助金のほうは利用すればするほど、それが伸びていくというんですね。

利用料金で今、400円、500円、300円とかありますけれども、このお金はタクシー会社に直接行くという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

個人負担していただいているタクシー料金につきましては会社の収入となります。

その差額分について、欠損額として、村のほうは補助金として支給しているという状況でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 了解しました。

次に、同じ主な内容の9ページのナンバー4、住宅取得費補助金と、これ確認ですけれども、事業目的ですね、村外から本村への移住・定住者の増加を図り云々と書いてあるんですけれども、村外からということは、西郷村外、白河でもどこでもいいということでもよろしいんですか、そういった理解で。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

今現在、住宅取得費に関しましては、白河市、西白河郡以外の地域から西郷村へ転入されて住宅を取得された方に対して補助金を支給しております。ただ、管内の状況を見ますと、市町村外からの転入ということで、各近隣自治体でも対応しておりますので、村もそれに合わせて、村外からの転入者に対する住宅取得ということで、令和4年度からは実施していきたいと考えているところでございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） その辺も、もう少し丁寧に書いていただければいいなと思いますので。

それで、私、ちょっと聞き漏らしたんですけれども、説明会のときに、現在は、令和4年度は2分の1、県から補助が出るということですよ。令和5年度からは県の補助がなくなるということを知ったんですけれども、別ですかね、それはない。ずっと2分の1、県の補助がつくということで理解してよろしいですか。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

現在は、福島県では42市町村が、この県の住宅取得事業に取り組んでおります。

村でも令和3年度、今年度におきまして、県と協議いたしまして、令和4年度から県

の補助金も上乘せして支給できるようにということで、令和4年度においては、県外から来た方については増額を実施する予定としております。

ただ、今、県のほうから協議の中で、令和5年度で終わるという話は伺っておりませんので、引き続き、県のほうでも予算がある限りは続けていくのかなということで捉えております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 了解しました。

次に、これも主な事業のナンバー19、13ページ、保育士等処遇改善臨時特例事業ということが、829万8,000円ということで計上されておりますけれども、最初に、保育士等というのは、保育士だけじゃないわけですよね。等って、どこどこがあと入るのか伺います。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君の質疑に対する答弁をお願いいたします。福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまの藤田議員の質疑にお答えいたします。

保育士等と書いてございまして、こちらの制度でございます、国のほうで、エッセンシャルワーカーの方、全体的に賃金の底上げということで、収入を3%、額でいうと9,000円程度ということでの事業でございますが、保育士等書いてありますが、事業所によっては、保育士だけではなく看護師を雇っていたりとか、いろいろ、調理員を合わせて給料を上げるなんていう事業所もございまして、その辺の見直しと申しますか、底上げにつきましては、事業所ごとに検討していくというようなことになっておまして、保育士だけではなく、看護師の資格を持っている方とか、あと事務の方とか何か、給料の引上げをする際にはこのようなもので配分してもらうことが、事業所によってはできるということでありまして、保育士等と記載したところでございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） これ、児童館の指導員なんかは含まれないんですか。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えします。

ここで処遇改善で金額を上げているものにつきましては、各民間の保育園ということで計上させてもらっているところでありまして、児童館につきましては、ここには含まれていないところでございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 私がちょっと調べたところでは、児童館の指導員も含まれているようになってはいるんですけども、含まれていないと。

これ、民間の保育士だけなんでしょうか。要するに、公的な保育士、直轄の保育士の待遇改善は、今回はなされないということで理解していいですか。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

ここで計上しているのは、あくまで民間の事業所の金額について計上しておりますけれども、直営でやっている保育園とか、児童館なんかも直営でやっておりますけれども、そちらにつきましても、処遇改善ということで、国のほうの制度を利用して賃上げ、底上げすることは可能でございますが、一応この制度、2月分から引き上げた事業所に対して該当するという形になっておりまして、現在のところ、直営でやっている部分につきましては、まだ引上げ等は行っておりませんが、今後見直し等は十分に考えていくところであるということで考えております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 今、課長から、国のほうでも2月から引き上げていくんだということで、今回、補正予算にもこの予算が計上されていて、これは2月、3月分に当たるのかなと思うんですけども、当初予算は9月までですか、9月までの多分予算だと思うんですけども、これ、会計年度任用職員ですか、その方なんかも、これに当てはまるんでしょうか。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

こちらで計上されている部分につきましては、あくまで民間の保育園の部分だけになっておりますので、この中に、村で雇用している会計年度の職員の方につきましては含まれておりません。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 含まれているということで、これに、収入を3%程度引き上げると。国のほうでは、11月入って、1人9,000円上がるんだということで、大分みんな、ほかの保育士なんかも、9,000円上がるんだと思っている人、ほとんどだと思うんですけども、結局これを見ると、そうではないと。配置された職員人数で割るという形になると思うんですけども、どの程度ぐらいになるんですかね、村で働いている保育士。大体計算すれば出てくると思うんですけども、いかがですか。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

具体的にどのぐらい上がるのかということでございますが、国のほうでは、大体3%、9,000円程度ということと言われておりますけれども、実際この補助金の、国から頂ける交付金のほうの積算が、1人頭の給料で積算しているわけではなくて、その施設で預かっている子どもの人数とか、そういったものを加味して積算している形になりますので、当然、職員を多く配置している、子どもの預かりが少ないところにつきましては、当然低く算定されるわけございまして、また、その逆もありますけれども、3%程度ということですが、あと、雇用の形態といいますか、例えば半日のパートといいますか、時給で働いている方もいらっしゃいますし、必ずしも皆さん9,000円程度というわけではなくて、例えば8時間の半分の4時間勤務の方につ

きましては、その半分程度というような形になりますし、その辺の配分につきましては、事業所のほうで裁量権があるといいますか、事業所のほうで決定する形になっておりますので、まだ村のほうでは、誰が幾ら上がるんだとか、個別に関しては把握はしていないところでございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） ほかとか、公的施設に行くと、加配されて職員を配置されていると思うんですけども、西郷の場合は、本当に国の基準の中でやっているのと、配置された人数で保育しているのと、そういった状況もあるから、とても保育士のほうは、年休も取れないという状況で、今働いていると思うんですよ。

ただ、やっぱり、ある程度加配してやっていかないと、保育士も集まらないし、今の労働条件ですね、そういうことも考慮してやってもらいたい。もう少しこれ、分かるならば、保育士に公表するなり、金額、もうみんな1人9,000円上がると思っているから、そういった気持ちでいるんで、ぜひそういったところも早く分ければ、通知してあげればいいのかと思うし、2月、3月、2月から措置をして、早くなるのであるし、それは3月の年度末に、2か月分はプラスしていくんだと思うんですけども、そういったことも含めて考慮していただきたいと思います。まだまだありますけれども、これはこれで質疑終わります。

次の質疑に移りたいと思いますけれども、これも主な事業で、ナンバー40の19ページ、新型コロナ対策西郷村キャッシュレス決済ポイント還元事業ですか、これ地方創生臨時交付金で、今回、僅かな地方交付税、2,200万円しか入ってこないところで、これにほとんど全て充てて、この事業をやるということですけども、私もこの後、業者はP a y P a yですか、P a y P a yという業者を使ってやるということ。もう少し、ちょっと具体的に説明願えますでしょうか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（長谷川洋之君） 藤田議員のご質疑にお答えをいたします。

まず、キャッシュレス決済ポイント還元事業の期待できる効果についてご説明申し上げます。

事業実施により得られる効果につきましては、そちらにも記載はしておりましたが、地域経済の活性化と感染拡大防止対策の推進ということで、2点であると考えているところでございます。

まず、1点目につきましては、村内の中小規模店における消費喚起で地域経済の活性化を図っていきたいと、そのように考えております。

現在、度重なるまん延防止等の措置によって、特に外食産業などの消費が抑えられていると考えております。この決済ポイント還元事業を使いまして、消費者という方は村内外、村以外の方もこの事業に参加できまして、ポイント還元を受けるということが可能になるために、村内の店舗が利用されて、地域経済の活性化が図れると考えているところでございます。あわせてですが、観光面での経済効果も期待できるのではないかと、そのようにも考えているところでございます。

2点目でございます感染拡大防止対策、この名目でございますキャッシュレス決済、こちらを導入することによりまして、会計を非接触で行うことが可能となります。これは、国・県・村で提唱いたしております新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る新しい生活様式の一つにもなっているところでございますので、まず期待できる効果については、そのように考えているところでございます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいま、10番藤田議員の質疑の途中でありますが、これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時59分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き、議案第12号に対する質疑を続行いたします。

10番藤田節夫君の質疑を許します。10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） この実施計画を伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

現在、実施予定といたしましては、今年の7月・8月あるいは8月・9月の人出の多いところを予定いたしているところでございます。使い方としては、Pay Payのアプリをお持ちの方がお店で1万円使われると、それに対して2,000円のポイントがつくという形になっております。月に1万円が限度でございますので、1万円を5回使って5万円使うと、限度額の1万ポイントがたまるということでございます。以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） なぜPay Payだけなのかと、ほかにもアプリたくさんあるのに、その辺も疑問に思うところでもあるし、簡単に終わりますけれども、これで経済活性化になるとも私は思わないし、結局は、消費者が1,000円のものを買えば20%ポイントになるよというだけで、じゃ事業主は何なんだと、どれだけこの村に経済効果が上がるんだと。それを考えたら、全然私はこれ、地方創生臨時交付金を使ってやる事業ではないんじゃないかと思うんですけれども、その辺のところはどう思っているんでしょうか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

長引く新型コロナウイルス感染症からの経済対策として、全国の自治体で実施されたり、その数も増えつつございます。具体的に申し上げますと、山形県の酒田市や鶴岡市などで実施されておりまして、実績の件数的には多いということになっております。

福島県内ではどうかといいますと、1月に喜多方市で実施されております。現在

3月に入りまして、いわき市のほうにおいても実施をされているということになっております。

議員おただしの、ほかにも事業者があるのではないかとということでございますが、確かにそのほかにも、名前はあれですが、P a yという名前のつく同様の自治体向けのポイント還元サービスを展開しているところもございまして、中には併用している自治体もございまして。

今回、P a y P a y事業ということで、こちらにつきましては、P a y P a yを対象として実施する自治体が多くを占めているということで、今回計上させていただいたところでございますが、村におきまして、先ほど申し上げましたように、この夏に実施を予定しておりますので、こちらの事業の実施に当たりましては、その費用対効果や事業者の状況を見ながら、さらに詳細を検討しながら進めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） これ、ポイント的な事業だと思うんですけども、2,000万円、今回計上されておりますけれども、2,000万円、こういった場合の対応はどうなるんですか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

今回、2,020万7,000円を計上させていただきました。そのうち、皆様といえますか、消費者の手元のほうに戻るのは、約1,700万円ぐらいと考えております。

そのほか、業務につきましては、村商工会と連携をしながら、そちらのほうと進めていきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 2,000万円を予算を超えてしまった場合、実績2,700万円ですか、こういった場合は、そこでもう打ち切っちゃうという理解でよろしいんですか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

現状では、そのような形になるかなと思っております。もうすぐ限度に達しますよという、そういうお知らせをどのようにするかとか、そういう部分については詳細詰めておりませんので、現在のところ、どうなるという部分は示すことができませんけれども、そのような形になると思っております。

ただ、先ほど申し上げましたように、山形の例を見ますと、途中で、非常に好評だということで、補正等で、その部分については補正をしている自治体もあるということでございまして、そういうのも参考にさせていただきながら事業のほうを進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） やっている自治体も少ないみたいですが、これ、村内の事業主はどのようにしたらいいんですか。負担なんかかかるんですか。

○議長（真船正康君） 産業振興部長。

○参事兼産業振興課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

事業主さんに対しましての費用は、決済手数料というものが約2%かかるということになっております。その決済手数料についての取扱いについても、現在のところ、詳細詰めておりませんので、現時点では約2%の手数料がかかるという形で、そちらのほうはご負担いただくような形になるのかなと考えているところでございます。

また、そのほかには、カードリーダーとか、そういうものの購入等は不要でございまして、導入コストはかからないこととなっております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 私はとても、地域経済とか、観光用とか、コロナの接触関係ということで、先ほど申しましたけれども、全然これには合致しないなと思います。なぜか、国で本当に、先ほども申しましたけれども、進めている、その事業を先取りしてやっていると、ううにしか見られないんですけれども、それでいいのかなと。もっともっと直接的な、村内の事業者支援を考えてやるのが先決なんじゃないかなと。本当に、どのくらい経済効果が上がるか不思議でしょうがないんですけれども、できればこういうことはやってもらいたくないと思います。

以上で質疑終わります。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君の質疑は終わりました。

そのほか質疑ございますか。14番大石雪雄君の質疑を許します。

○14番（大石雪雄君） 議案第12号「令和4年度西郷村一般会計予算」についてお伺いいたします。

53ページの報酬で、道の駅にしごう出荷者等準備推進委員会委員報酬とありますが、これ何名ぐらいで構成されているのか、最初にお伺いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君の質疑に対する答弁を求めます。拠点整備室長。

○拠点整備室長（関根 隆君） 大石議員の質疑にお答えいたします。

今回報酬で上がっておりますのは、ちょっと今名簿を持ってきておりませんので、正確な人数、ちょっと分からないんですけれども、16名ぐらい程度を予定しています。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 16名ぐらいで構成されているということで理解いたしました。

拠点整備室では、未来に向けての道の駅に向かって、かなりのところを視察したりして検討していると思うんですが、私は、結論からいくと、道の駅は要らないと。一生懸命やっている課には悪いんですけれども、要らないというふうに考えているものですから、ちょっときつい話にもなると思うんですが、視察していたとすれば、あの地点で道の駅に、地点として合うかどうか、室長の答弁としてはどうですか。

今の場所で、今の場所というか、直売場のところで道の駅を造るとしたら、場所的にどうかと、適合するかどうかということで、答えられませんか。

無理だったら無理でいいんですけども、私のほうから申し上げたいと思います。

例を挙げていうと、道の駅で成功している道の駅って、那須町で何件ぐらいあるということをご存じですか。

○議長（真船正康君） 拠点整備室長。

○拠点整備室長（関根 隆君） 質疑にお答えいたします。

那須町におきましては、3か所道の駅があると思うんですが、特に伊王野の道の駅につきましては、相当お客さんが入っているというのは聞いております。

以上です。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） そうなんですよね。以前に研修に行ってきたときに、那須町の職員と一緒に研修したんですけども、那須の通りである那須街道通りの道の駅は赤字、そして、もう一つ、板室温泉の通りにある道の駅も赤字ということで、伊王野で大体、税金払っているのが400万円くらい払っていたそうなんです、両方に持っていかれる赤字分で、払った分が、何で税金を払ったか分からないというような状態だということなんです。

まず1点目に、道の駅って何で必要なんだか、課長、この仕事に携わって、思っていますか。

○議長（真船正康君） 拠点整備室長。

○拠点整備室長（関根 隆君） 質疑にお答えいたします。

道の駅の目的になるろうかと思うんですが、道の駅の大きな目的の一つとしましては、道路の休憩機能というものがございまして、どちらかという、地域振興施策というのは、そこに付け加えられたものというふうに考えております。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 村の魅力発信のために道の駅はあるんだと、私はそういうふうに思っております。

大体、道の駅がある通りというのは、セブンイレブンとかコンビニがないんだよね。コンビニがない、絶対ないじゃなくて、数少ないんですね、通りに対して。それで、甲子街道沿いを見ると、ドラッグストアがもう一か所できるんだと。そして、セブンイレブンもあるんだ。トイレも魅力発信も、前回の一般質問でやったように、村の魅力発信は、そこに置いてもらえば十分に間に合うんだよね。そのほかに、職員を使ってわざわざ案内するよりは、どうぞご覧くださいのほうが、はるかに済むんじゃないかなと思うんです。

そして、何よりも直売場は、村の品物が少ないと思うんですが、名指しで申し訳ないんですが、産業振興課長、ちょっと、村の特産物、大体どれぐらいの種類入っているのか、割合にしてでいいですから、教えていただきたいんです。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（長谷川洋之君） 大石議員のご質疑にお答えいたします。

割合でということですが、私どものほうで、どれぐらいかというの、ちょっと承知しておりませ。申し訳ございません。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 直売所、大変、買物に行って、喜んでいる方もたくさんいるんですが、村の品物が少ないという話が多いんですね。

また話変わりますが、栃木県の高根沢町の道の駅が今度できた場所なんですけれども、果物が多いんですね、栃木県てね。梨、ユズ、ブドウ、そして野菜も豊富だということで、さらには温泉がそばにあると。さらには、水のほとりに宿泊施設まであるということで、大変何回もテレビで放映されたりしていますけれども、やはり土地柄も往々にして、道の駅というのは左右されるのかなとも思うんですよね。

だから、拠点整備室では今、盛んに検討を重ねて、よかれとしてやっていると思うんですが、やはり道の駅は、広大な敷地と温泉があつてという、何か以前と変わった方式でいかないと、絶対これからでは駄目だなと思うんですよね。

多分、道の駅構想に入る場合、公設でやったり、いろいろしていると思うんですが、課長、こんなこと聞いてはあれなんですけれども、道の駅で成功している場所って何件ぐらいありますか。熱塩加納も、温泉が裏にあつて、特産物がいっぱい置いてあるという中で、西郷村で道の駅って合うのかと、冬場何売るということも考えられるんですよね。

ですから、やはり、気候的なものがあつたり、魅力の発信しているんだ、西郷村の特産物を何を主体に置くんだということを考えていかないと、多額なお金を使って、それも皆さんの汗と涙のものがにじんだものを使って、ちゃぼランド、キョロロン村と同じになったらどうしますか。といつても、課長は進めるだけ、室長は進めるだけだから、何とも答弁できないと思うんで、村長、答えできますか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 大石議員の質疑にお答えいたします。

今ほどいろんなお話しされました。理解するところもかなりあります。道の駅どうなんだということで、今まで道の駅をぜひ造りたいということで何年も計画していましたし、私も議員の時代に、皆さんと一緒に道の駅、何か所か見てきております。

道の駅は、情報発信、休憩もありますけれども、トイレの整備とか交流という意味合いがあります。西郷はどうかというと、前にお話ししましたように、国道289号線、日に日に交通量が増えていますし、将来は新潟まで八十里越が開通すると、さらに国道289号線沿い、県南、南部を軸としての重要性があります。

そんな中で、ぜひやはり情報発信、西郷村をアピールするには、やはり道の駅も、すごい効果があるんじゃないかということを考えておまして、それまでには、まだ村民の機運が盛り上がっていないところもありますけれども、ある意味では、まると西郷館が成功しているから、それでいいんじゃないかという話もあるかもしれないんですけれども、地域経済活性化、そして人口交流、そういうことを考えると、いろ

んな形はあるかと思えますけれども、ぜひ造って、アピール、PRして、とにかく人口減少に対するアピールしていかなければ、職員にいつも言うんですけども、自治体間の競争だよということで頑張っていかなきゃならない、その一つのツールとして、道の駅も大変有効になると思えますし、いろんなことを勉強しながらやっていきたいなという考えでありますので、ご理解賜りたいと思えます。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 話を進めていくことはいいと思うんですが、やはり公設でやっていくというところに将来無理が出て、ちゃぼランド、キョロロン村と同じになったら次世代の方々に迷惑をかけるんだということを頭に入れて、事を進めてほしいなど。

西郷村って、ある人に言われれば、イオンが道の駅じゃないかいと。トイレはあるし、欲しいものは何でもあると。中で、俺も年寄りなんですけど、お年寄りの人は散歩がてらにも歩けると、もう立派な道の駅だと。じゃ甲子街道沿いはどうだと言ったら、別に道の駅がなくなっても、セブンイレブンが何か所もあるし、まだ、ドラッグストアができるとなれば、そこに、この前も一般質問で言ったように、広報にしごうやら何やら、お金出してもいいから、ちょっと置いていただけますかというくらいにするのが本当かなと思ったら、もう総務課で、既にコンビニには情報案内はやっているんだという話を聞くと、何でかんで道の駅あって、次世代に心配かけるんなら、キョロロン村、ちゃぼランド、早く早急に復旧してもらわないと、議員である私は何人に言われているか分からないです。

キョロロン村は言われたいんですけども、話変わっちゃいますが、ちゃぼランドについては、どのぐらいの人に言われているか分からないです。ワクチンを打ちに行けば言われるし、ちょっと外で会えばまた言われるし、何やってんだい、できるかできないか、はっきりしてくれないかいというわけなんだよね。

ですから、ちゃぼランドはもうやらないならやらないでいいから、あの辺の土地買って、みんなが入れるような、直売所のそばに土地買って、入れるような温泉掘ったらどうですか、村長。土地空いているでしょう、あの辺、田んぼ。人の土地言っても悪いんですけど。思い切った政策打っていないと、ほかと同じことはやらないと。

いつだかも言ったように、栃木県の真岡市の市長は農業政策するとき、国で進めているような、補助くれるようなことはやらないと、それで企業誘致を進めたというんですよ。企業誘致を進めたときに、市長はかなりの苦情をいただいたと。でも、今になって見てください。あの真岡市が工業団地できたことによって、清原はできるわ、上三川はできるわ、企業が張りつくばかりですよ。新4号、国道はできるわ。だから、国に逆らうのではなくて、もう公設とか第三セクターだとかと頭にあまり置かないで、自力でできるようなことをやったらいいんじゃないですか。

私は道の駅反対です。そういうことで、拠点整備室は一生懸命頑張っているようですから、予算もらっているところ見て、まずは見聞を広めないで、本見たって駄目だから、成功しているところと失敗しているところよく見て、やらないように、仕事やらないでください。

以上で終わります。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君の質疑は終わりました。
ほかに質疑ございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第12号「令和4年度西郷村一般会計予算」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正康君） 挙手多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号～議案第16号に対する一括質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第12、議案第13号から日程第15、議案第16号までの特別会計予算に関する議案4件については、一括して議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

よって、一括して議題とします。

一括して質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
一括して討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより一括して採決を行います。

議案第13号から議案第16号まで、本4議案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正康君） 挙手多数であります。

よって、議案第13号から議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第16、議案第17号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第17号「令和4年度西郷村水道事業会計予算」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第17、議案第18号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第18号「令和4年度西郷村工業用水道事業会計予算」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(真船正康君) 挙手多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第18、議案第19号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第19号「令和4年度西郷村下水道事業会計予算」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(真船正康君) 挙手多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第19、議案第20号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第20号「令和3年度西郷村一般会計補正予算(第11号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号～議案第24号に対する一括質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第20、議案第21号から日程第23、議案第24号までの特別会計予算に関する議案4件については、一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 異議なしと認めます。

よって、一括して議題とします。

一括して質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

一括して討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより一括して採決を行います。

議案第21号から議案第24号まで、本4議案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第21号から議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第24、議案第25号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第25号「令和3年度西郷村水道事業会計補正予算(第1号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長（真船正康君） 举手全員であります。
よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。
- ◎議案第26号に対する質疑、討論、採決
- 議長（真船正康君） 続いて、日程第25、議案第26号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第26号「令和3年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第1号）」、本案に対する賛成議員の举手を求めます。
（举手全員）
- 議長（真船正康君） 举手全員であります。
よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。
- ◎議案第27号に対する質疑、討論、採決
- 議長（真船正康君） 続いて、日程第26、議案第27号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第27号「令和3年度西郷村下水道事業会計補正予算（第3号）」、本案に対する賛成議員の举手を求めます。
（举手多数）
- 議長（真船正康君） 举手多数であります。
よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。
- ◎議案第28号に対する質疑、討論、採決
- 議長（真船正康君） 続いて、日程第27、議案第28号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第28号「学校施設環境改善交付金事業令和3・4・5年度債務負担行為 西郷村学校給食センター建設工事（建築本体）請負契約について」、本案に対する賛成

議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(真船正康君) 挙手多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第28、議案第29号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第29号「学校施設環境改善交付金事業令和3・4・5年度債務負担行為 西郷村学校給食センター建設工事(電気設備)請負契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(真船正康君) 挙手多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第29、議案第30号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第30号「学校施設環境改善交付金事業令和3・4・5年度債務負担行為 西郷村学校給食センター建設工事(機械設備)請負契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(真船正康君) 挙手多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第30、議案第31号に対する質疑を許します。

12番上田秀人君。

○12番(上田秀人君) 12番。

議案第31号「学校施設環境改善交付金関連事業令和3・4・5年度債務負担行為 西郷村学校給食センター厨房機器備品購入について」、幾つか質疑をしたいと思ひ

ます。

まず、この契約においては、地方自治法施行令第167条の5の2の規定によって契約をされているというふうに理解するんですけども、今申し上げました施行令第167条の5の2の規定による契約の性質と目的によりとなっていますよね。当該入札を適正かつ合理的に行うために必要があると認めるときは制限付き一般競争入札を行うことができるとありますけれども、いわゆるこの契約の中で、地方自治法施行令で示す性質または目的とは何を指すのかお示してください。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） 議長より申し上げます。

ただいま、12番上田秀人君の質疑の途中であります、これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時59分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き、議案第31号に対する質疑を続行いたします。

12番上田秀人君の質疑に対する答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（関根由美君） 上田議員のご質疑にお答えいたします。

契約の性質または目的は何かというご質疑だったと思いますが、性質または目的のはっきりした区別は分かりませんが、今回は学校給食センターの厨房機器の備品購入であります。学校給食は、毎日子どもたちに安心・安全な給食の提供を安定的に行うということが目的だと考えております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君の質疑を許します。

○12番（上田秀人君） 12番。

ただいま答弁いただいて、性質、目的ということで答弁をいただいたわけですが、いわゆる性質というのは持っている特性ですよ。ですから、例えばこれ、物品購入をする契約をしたいという話ですけども、相手方が、例えば学校給食で使う厨房機器を主として販売している会社が、それがいわゆる性質に当たってくるのかなと思うんですよ、それを主でやっていると。

いろんなものを売っている中で厨房機器も売っていますよじゃなくて、主に厨房機器を売っている会社と契約をしたいというところに、まず性質というのは出てくるのかなと思うんですよ。目的というのは、今課長が答弁されたように、学校給食センターの、子どもたちが食べるものなんで、安心して使える機械器具ということで理解をすることで、その中でこれは、学校教育課長、ありがとうございました。

今回は、制限付き一般競争入札を行うに当たって、村長は村の様々な規定、自治法の規定に基づいて入札の公告を行っておりますよね、こういう入札を行いますよということで業者に対して公告している。その中の条件として、本日資料請求してもらったものの中に幾つか気になる点がありました。幾つかって2点ほどですけども、その

2点で、過去10年以内に同等の工事を行ったもの、実績のあるもの、それとも一つ、ISOの取得の項目を掲げていますけれども、なぜその理由をつけたのか、そういう条件をつけたのか、それについてお示してください。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

実績要件の中の10年間という縛りということでもありますけれども、今回の入札は給食センターの厨房機器備品ということで、安心・安全な給食を提供するため、学校給食衛生管理基準に示されている調理設備の整備が大変重要になります。また、限られた調理時間の中で調理をしますので、献立の内容、献立数を十分考慮して、機器のスペックが過不足にならないようにしなければなりません。そのような特性もあり、多くの備品一式を納入することから、同様の納入実績があることが望ましいとの判断により、そのような条件をつけさせていただきました。

また、ISOにつきましても、給食センターの厨房機器は安心・安全な給食を提供することから、学校給食衛生管理基準を基本に、HACCPに沿った衛生法規や建築知識、機器接続や設備にも精通している必要があります。ドライ方式に係る調理指導が必須のため、同規模の実績があることが望ましいと判断したところであります。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 工事实績は、やはり村が査定する上で、実績というのは絡んでくるというのは理解するところです。

ISOを取得していないと、今の答弁を整理していくと、品質の保持ができないという理由なのかなと今聞いていたんですけれども、ISOを取得していないと品質が保持できないという具体的な理由、もし分かればお示してください。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

例えば、急遽故障・不具合が生じたときに、給食の提供時間に遅れることは許せないことです。時間との闘いであり、迅速なメンテナンスが求められるところでもあります。そういうことも勘案しますと、自社工場を持つところであれば迅速な対応ができるという考えで、このような条件をさせていただきました。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 自社工場を持っているところということで、今、答弁ありました。ISOとあまり関係ないんじゃないかなと思うんですよね。ISOを持っていれば、それなりに品質管理をされている工場とか会社だというのは理解をします。

西郷村においては以前、ISOを取得した時期がございましたよね。これ、皆さん記憶あると思います。しかしながら、今現在、ISOは西郷村においては取り組んではいない。村が取り組んでもいないものに対してなぜ要求するのか、ここに私は大きな疑義を感じています。

西郷村の制限付き一般競争入札実施要綱がございますよね。この要綱の入札参加者の資格の第3条、その中の（6）の対象工事の性質または目的を考慮して、資格審査

委員会が必要と認める営業所の所在地要件を満たすものであることとありますけれども、この資格審査委員会が必要と認める営業所の所在地要件というのは何なのか、これまずお示してください。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） 午後1時18分まで休憩いたします。

（午後1時08分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後1時18分）

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君の質疑に対する答弁を求めます。財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） 上田議員の質疑にお答えいたします。

地域要件の設定でございますが、一般的には、何かトラブルがあったとか、そういう場合に速やかに対応していただけるように、地域設定ということをしております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。

単純に考えれば、今答弁いただいたことだと思うんですよ。

先ほど村長の答弁の中にありましたように、故障した場合という話がありましたよね。故障した場合を想定して考えれば、このことは簡単に答え出てくると思います。学校給食センター内の厨房機器の備品購入ですから、万が一厨房機器にトラブルが発生した場合に、すぐに対応できる距離に営業所があることが絶対必要条件だと私は考えますよ。

西郷村における令和3年、令和4年の入札参加資格者名簿（物品）で、営業種目で厨房機器を第一に挙げている会社が3社ありますよね。ここにリストあります。これネットで取ったものですが、その3社のうちの白河市の会社は入札に参加しませんでした。郡山市の会社と福島市の会社が入札を行って、福島市の会社が落札をした、これは入札の結果なんで、致し方ないという部分はあります。

ただ、村の名簿で、営業品目の第2位に厨房機器を挙げているのが10社あります。そのうち村内の業者が2社あり、白河と矢吹町を入れると、厨房機器を営業品目に掲げている会社が6社あると私は理解している。

繰り返しますけれども、学校給食センター内の厨房機器の備品購入ということです。万が一調理中に厨房機器にトラブルが発生した場合に、すぐに対応できる距離に営業所があるのかどうなのか、今回このことをそれで考えました。

それと、私は西郷村の議員です。西郷村長の身を守るため、あと職員の皆さんの身を守るためにも、そして何よりも公共事業の特性を考えたときに、なぜ地元業者の指導と育成というところに力を置かなかったのか、そのことは私は大きな疑問を今持っています。

これ以上言ってもしょうがないので、質疑を終わります。

以上です。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君の質疑は終わりました。

ほかに質疑ある方ございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第31号「学校施設環境改善交付金関連事業令和3・4・5年度債務負担行為西郷村学校給食センター厨房機器備品購入について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正康君） 挙手多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号に対する質疑、採決

○議長（真船正康君） 続いて、追加日程第1、諮問第1号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

この件について、意見のある方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 発言なしと認め、意見を終結いたします。

したがいまして、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、適任である旨の意見を添えて答申したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、適任であると意見を添えて答申することに決定いたしました。

◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 次に、日程第31「請願・陳情に対する委員長報告」であります。

はじめに、請願第1号に対する文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、藤田節夫君。

○文教厚生常任委員会委員長（藤田節夫君） 10番。

文教厚生常任委員会委員長、審査報告いたします。

本定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました請願1件につきましては、3月2日本会議終了後、第二会議室におきまして全員出席の下、委員会を開催し、審査をしたところであります。

厳正なる審査の結果、請願第1号「動物を虐待から守るための法整備を求める請願書」につきましては、採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（真船正康君） 請願第1号に対する委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

請願第1号「動物を虐待から守るための法整備を求める請願書」、このことに対する委員長報告は、採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、請願第1号は採択することと決定いたしました。

続いて、陳情第1号に対する産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、真船正晃君。

○産業建設常任委員会委員長（真船正晃君） 9番。

産業建設常任委員会委員長、審査報告をいたします。

本定例会において、産業建設常任委員会に付託されました陳情1件につきましては、3月2日本会議終了後、第二会議室におきまして全委員出席の下、委員会を開催し、審査をしたところであります。

厳正なる審査の結果、陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書」につきましては、採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（真船正康君） 陳情第1号に対する委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書」、このことに対する委員長報告は、採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、陳情第1号は採択することと決定いたしました。

◎追加日程の議決

○議長（真船正康君） ここで、発議2件が追加提案されました。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） 議案書を配付しますので、暫時休憩いたします。

（午後1時27分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後1時28分）

○議長（真船正康君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程（発議第2号及び発議第3号）

○議長（真船正康君） 追加提案されました発議2件につきましては、日程第31の次に追加日程第2、発議第2号、追加日程第3、発議第3号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

◎提案理由の説明

○議長（真船正康君） ただいま日程に追加されました発議第2号及び発議第3号は、ただいま採択されました請願第1号及び陳情第1号の採択に伴う意見書の提出に係る議案であります。

よって、提出の趣旨説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

◎発議第2号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） それでは、これより発議第2号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第2号「動物を虐待から守るための法整備を求める意見書の提出について」、

本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 次に、発議第3号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第3号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程の議決

○議長(真船正康君) 次に、ここで発議1件が追加提案されました。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長(真船正康君) 議案書を配付しますので、暫時休憩いたします。

(午後1時31分)

◎再開の宣告

○議長(真船正康君) 再開いたします。

(午後1時32分)

○議長(真船正康君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程(発議第4号)

○議長(真船正康君) ただいま追加提案されました発議1件につきましては、追加日程第3の次に追加日程第4、発議第4号とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 異議なしと認めます。

◎提案理由の説明

○議長（真船正康君） 提案者の趣旨説明を求めます。1番鈴木昭司君。

○1番（鈴木昭司君） 1番。

発議第4号についての提案趣旨説明を申し上げます。

日本の農業は大変重大な危機にあります。水稻農家の高齢化、農家戸数や農業従事者の減少、米の消費量減少に伴う米価の大幅な下落、畜産農家は原油価格の高騰などにより輸入飼料の価格高騰、生乳の消費減少など、経営が厳しい状況が続いています。そのような中で、水田活用直接支払交付金の見直しを実施されれば、水田を借り受ける畜産農家が減少し、農地は荒廃し、農村地帯の環境破壊へとつながってしまいます。

西郷村においても、基幹産業である農業を守ることは、自然豊かな生活環境を守り、災害を防ぐ防災にもつながることだと考えます。

この意見書により、村内の水稻農家と畜産農家を守り、地域環境を守るため、水田活用直接支払交付金の見直し中止を求めることが必要だと考え、賛成議員の連署の上、提出させていただきました。

以上をもちまして、提案趣旨説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（真船正康君） 趣旨説明が終わりました。

◎発議第4号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 発議第4号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第4号「水田活用直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書の提出について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中における継続調査の結果について

○議長（真船正康君） 次に、日程第32、「閉会中における継続調査の結果について」であります。

このことについて、議会運営委員会委員長より、別添のとおり調査報告がありました。つきましては、本報告書の写しの配付をもって委員長報告といたしますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長（真船正康君） 次に、日程第33から日程第36までの各委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管並び

に所掌事務調査及び付託事件について、閉会中の継続調査の申出がございました。
おはかりいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成議員の挙手を求め
ます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
これで、本日の日程は全部終了しました。

なお、本会議中、誤読などによる字句、数字その他整理を要するものにつきまして
は議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 異議なしと認めます。

よって、議長に一任をいただきます。

◎閉議の宣告

○議長(真船正康君) 会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(真船正康君) これをもちまして、令和4年第1回西郷村議会定例会を閉会いた
します。ご苦労さまでした。

(午後1時36分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年3月16日

西郷村議会 議長 真船正康

署名議員 矢吹利夫

署名議員 上田秀人